

この非規制的なガイダンスは、特別支援教育の専門家や保護者がチャイルド・ファインドの手続きを進める際の参考資料となることを目的としています。このガイドは、特別支援教育の専門家や保護者が、特別支援教育および関連サービスを必要とする可能性のある障害を持つ児童を見つけ、特定し、評価するプロセスをより深く理解するためのものです。

チャイルド・ファインドとは何ですか？

ケンタッキー州行政規則 (the Kentucky Administrative Regulations (KAR)) [707 KAR 1:300](#) および連邦規則集 [34 CFR 300.111](#) によれば、チャイルド・ファインドとは、地方教育機関 (local education agencies (LEA)) が、早期の特別支援教育サービスおよび関連サービスを必要とする可能性のある、生後から21歳までのすべての障害児を見つけ、特定し、評価するプロセスを指します。このプロセスには、次のような子供たちが含まれます。

- 3歳から21歳まで
- 学校に通っているか否かを問いません
- 学年ごとに進級する子供
- LEAの管轄区域内にある自宅、施設、または住居に居住している
- 保護者の判断で私立学校、ホームスクール、またはオンラインスクールで学んでいる
- 養子または政府の保護下にある児童
- 移動頻度の高い児童、移住者やホームレスの児童
- 少年院、または地方・地域の拘置所に収容されている児童

チャイルド・ファインドの認識の根拠

- 以下のいずれかの場合、当該児童が障害児であるとLEAが認識しているとみなされます。
 - その児童が特別支援教育および関連サービスを必要としているという懸念を、その児童の親が、LEAの職員またはその児童の担任教師に書面または口頭で表明した。
 - 保護者から評価の依頼があった。
 - その児童の担任教師、またはLEAのその他の職員が、学業成績や行動の傾向について、特別支援教育部長 (the Director of Special Education (DoSE)) またはその他の管理者に直接懸念を伝えた。[[707 KAR 1:340](#)、[第17\(1\)条](#)]
- LEAが児童に障害がある可能性があるという情報を受け取った後、以下のいずれかの場合には、当該児童が障害児であることをLEAが認識していないものとみなされます。

- LEAによる評価が行われ、その児童に障害がないことが確認された。
- LEAが評価が必要であると判断し、その判断について保護者へ通知された。
- 保護者は、評価への同意を拒否したか、あるいはその児童に対する初期の支援を拒否した。[\[707 KAR 1:340、第17\(2\)条\]](#)

チャイルド・ファインドの責任者は誰ですか？

- 「チャイルド・ファインドについては、当該児童の居住地を管轄する学区が責任を負う（[707 KAR 1:300、第1条](#)）。生徒が非居住者としての身分で学区に在籍登録した場合、その受け入れ学区は、当該学区の規定に基づき、在籍期間中、その生徒の居住学区となり、チャイルド・ファインドの責任を負うものとする。生徒が在籍期間を満了し、非居住生徒として再登録されない場合、チャイルド・ファインドに関する責任は、その児童が居住する学区に戻る [\[非居住生徒の在籍に関する方針および障害のある生徒\]](#)。」
- 私立学校が所在するLEAは、保護者の判断で私立学校に通う児童を対象に、徹底的かつ完全なチャイルド・ファインドの手続きを実施し、その教育管轄区内の私立学校に通う障害のある児童の数を把握しなければなりません。[\[よくある質問 - 非公立学校に関する一般的な事項 \(Office of Non-Public Education 2019年8月\)\]](#)

チャイルド・ファインドにおけるLEAの責任とは何ですか？

- 早期介入プログラムから就学前教育への円滑かつ効果的な移行を確保します [\[707 KAR 1:300、第1\(2\)条\]](#)
- 早期介入プログラムの対象となっている就学前障害児のための移行計画会議に参加します [\[707 KAR 1:300、第1\(3\)条\]](#)
- 幼稚園から高校3年生までの児童を対象に早期介入サービスを実施します。その際には、特に学業面や行動面での追加的な支援を必要とする可能性のある幼稚園児から小学3年生までの児童に重点を置くこととします。 [\[707 KAR 1:300、第2条\]](#)
- 地区内外からの紹介案件をどのように受け付け、適時に処理するかを定めた体制を整備します [\[707 KAR 1:300、第3\(1\)条\]](#)
- 児童に対し、適切かつ然るべき指導および介入サービスが提供されることを確実にします [\[707 KAR 1:300、第3\(3\)\(a\)条\]](#)
- データに基づく文書が、適切な間隔で収集、評価、および保管されるようにします [\[707 KAR 1:300、第3\(3\)\(b\)条\]](#)
- 初回紹介時または評価の要請があった際、保護者の権利を含む、手続き上の保護措置に関する通知の写しを保護者または後見人に交付します [\[707 KAR 1:340、第5\(1\)条\]](#)

- 初回評価の実施前、および特別に設計された指導や関連サービスの提供に先立ち、保護者に対して十分説明した上で書面による同意を得ます [\[707 KAR 1:340、第6\(1\)条\]](#) [\[707 KAR 1:002、第1\(15\)\(b\)条\]](#)
- 特別に設計された指導および関連サービスの検討対象となるすべての児童について、包括的かつ個別の評価が実施されることを確実にします [\[707 KAR 1:300 第4\(1\)条\]](#)
- 入学・退学委員会 (the admissions and release committee (ARC)) の会合における評価結果を活用し、児童のニーズを把握するとともに、必要に応じて個別教育計画 (an Individual Education Program (IEP)) を作成します [\[707 KAR 1:300、第4\(1\)条\]](#)

覚えておくべきポイント

覚えておくべき重要なポイントは、[ケンタッキー州特別支援教育適正手続ガイド](#)に記載されています。

- 子どもに障害の疑いがある場合、教師や保護者を含む誰でも、いつでも紹介することができます。
- この紹介により、その児童に障害があり、特別支援教育サービスが必要かどうかを判断する手続きが開始されます。
- 紹介、または評価依頼は、直接来訪、電話、または書面で行うことができますが、最も望ましいのは書面です。
- 紹介については、その紹介元がどこであれ、必ずしもその児童が認定されることが確実なわけではありませんが、ARCは懸念事項について話し合い、今後の対応を決定する必要があります。

チャイルド・ファインドにおいて検討すべきデータソース

- [早期発見・早期対応および卒業までの継続的支援ツール](#): 障害のリスクがある生徒を把握・特定するためのヒントや方法を提供し、どの学年でも活用でき、学習に困難を抱える生徒の早期兆候を捉えることができます。
- [Infinite Campus データ分析ポータル](#): ケンタッキー州の全州的な学生情報システム、Infinite Campusにおける人口統計データの分析を支援するため、Tableauによるデータ可視化機能を提供します。
- [学校評価報告書](#): 各学校および学区に関する情報を提供します。これには、概要、学業成績、教育機会、成人への移行、学校の説明責任、学校の安全、および財務の透明性などが含まれます。

- [Equity Dashboard](#): さまざまな分野における人口統計学的グループの過小または過大表示に関するデータを提供します。学校や学区が、さらなる注力が必要な分野を特定できるよう、「全体像」を把握できる視点を提供します。
- [Panorama Impact Kentucky](#): Impact Kentucky Working Conditionsの結果を掲載しています。
- [著しい不均衡および包括的調整型早期介入サービス \(Significant Disproportionality and Comprehensive Coordinated Early Intervening Services \(CCEIS\)\) / 調整型早期介入サービス \(Coordinated Early Intervening Services \(CEIS\)\)](#): 14のカテゴリーにわたる人種・民族に関するデータのモニタリングに関する情報を提供します。

資料

- [評価と認定資格](#): 評価および認定資格に関する情報と資料を提供します。
- [ケンタッキー州特別支援教育適正手続ガイド](#): 特別支援教育の手続きにおける要件や手順に関する情報を提供しています。
- [非居住児童の入学に関する方針の指針 — HB 563](#): 学校および学区がHB 563, Sections 1-4の規定を実施する際に支援するための重要な最新情報を提供します。
- [非居住児童の入学に関する方針および障害のある生徒 — HB 563](#): 学区の非居住者である生徒を対象としたチャイルド・ファインドに関する情報を提供します。
- [成人矯正施設における障害のある生徒に関する質疑応答](#): 収監中の生徒に対するチャイルド・ファインドの要件に関する情報を提供します。
- [学校復帰へのロードマップ — 障害者教育法 \(the Individuals with Disabilities Education Act \(IDEA\)\) パートBに基づくチャイルド・ファインド \(2021年8月24日\)](#): 本資料は、無償かつ適切な公教育 (a free, appropriate public education (FAPE)) を保障するためのIDEAのチャイルド・ファインドの義務に関する要件について説明するものであり、州内のすべての障害のある児童の特定、所在確認、および評価が含まれます。
- [ヘッドスタートにおけるIDEAのサービスに関する関係者各位への書簡 \(2022年10月5日\) — 障害者教育法](#): ヘッドスタート・プログラムに在籍する障害のある児童が、最も制限の少ない環境においてFAPEを受けられるよう、IDEAを実施するにあたり、州教育庁 (SEA)、LEA、およびヘッドスタート・プログラムが負う責任に関する情報を提供します。
- [学校復帰へのロードマップ — チャイルド・ファインド](#): 各州において、すべての障害のある児童を特定、所在確認、評価することを要件とするIDEAのチャイルド・ファインドの義務を適切に履行することの重要性について解説しています。
- [よくある質問 — 非公立学校に関する一般的な事項 \(Office of Non-Public Education, 2019年8月\)](#): 非公立学校の関係者向けに、私立学校の生徒、教員、およびその家族が利用できる連邦政府の教育給付やサービスに関するよくある質問を掲載しています。